

3. 不当な寄附の勧誘が禁止されました

**不当な寄附の勧誘を防止する被害救済や再発防止のため、
新たな法律が制定されました。**

対象	寄附や勧誘を行う法人等 ※法人でなくても対象となる場合があります ※宗教団体に限りません
取消しできる人	寄附をした本人 ※寄附をした本人に扶養されている配偶者や 子どもも、条件によっては取消することができます
禁止されている勧誘行為＝ 寄附を取消しできる場合	① 不退去②退去妨害③好意の感情の不当な 利用④退去困難な場所への同行⑤威迫する 言動を交えて相談の連絡を妨害⑥靈感等の知 見を用いた告知
取消しできる期間 ①～⑤	被害にあったと気が付いた時から 1 年 又は寄附時から 3 年のいずれか短いほう
取消しできる期間 ⑥（靈感等による告知）	被害にあったと気が付いた時から 3 年 又は寄附時から10年のいずれか短いほう

消費者契約法が改正され、靈感商法等の被害救済の対象が広がりました。

（P2～P3 参照）

1. 本人の不利益に関する不安だけでなく、親族の不利益に関する不安も対象となりました。
2. 将来生じ得る不利益に関する不安だけでなく、現在生じている不利益に関する不安も対象となりました。
3. 不安をあおるだけでなく、不安を抱えていることに乗じた場合も対象となりました。
4. 取消しできる期間が、追認できる時から 1 年が 3 年へ、契約を締結した日から 5 年が 10 年へそれぞれ延長されました。

**不当な寄附勧誘や靈感商法等でお困りの方は、法テラスの靈感商法等対応
ダイヤル（0120-005-931）または消費生活センターにご相談ください。**